【エラーチェック済】

0568

（その１）

収支報告書

平成26 年分
（　　、開催分）

（ふりがな）　こうめいとうさんぎいんおおさかせんきょくだいさんそうしぶ

1 政治団体の名称　公明党参議院大阪選挙区第３総支部

2 主たる事務所の所在地　大阪府大阪市天王寺区東高津町1-28

（アパート・マンション名）　東高津藤原ビル３Ｆ

3 代表者の氏名　（姓）石川　（名）博崇

4 会計責任者の氏名　（姓）稲森　（名）功

事務担当者の氏名　（姓）青木　（名）正伸

（電話）　06-6766-1458

（電話）

（電話）

（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項規定による政治団体
☑ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☑ 無
公職の種類（現職・候補者の別）
資金管理団体の届出をした者の氏名（姓）（名）

国会議員関係政治団体の区分
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名（姓）石川（名）博崇
公職の種類（現職・候補者の別）参議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）（姓）（名）
公職の種類（現職・候補者の別）
公職の候補者の氏名（３人目）（姓）（名）
公職の種類（現職・候補者の別）

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

受付
平 27.2.10
大阪府選挙管理委員会

1 pc 0043　26　27 02 10　1870

(その2)

収　支　の　状　況

【エラーチェック済】

1　収支の総括表

収　入　総　額	8,310,241
（前年からの繰越額）	0
（本年の収入額）	8,310,241
支　出　総　額	8,310,241
翌年への繰越額	0

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ア) 個人からの寄附	1,110,020	
（うち特定寄附）	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計　(ア) ＋ (イ) ＋ (ウ)	1,110,020	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	1,110,020	

【エラーチェック済】

（その５）

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

行番号	交付金を供与した本部又は支部の名称	金　　額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備　　考
1	公明党本部	3,600,000	H26/1/20	東京都新宿区南元町17	
2	公明党本部	3,600,000	H26/7/18	東京都新宿区南元町17	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
	合　　計	7,200,000			

【エラーチェック済】

（その６）

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	１件10万円未満のもの	221	
	合　　計	221	

【エラーチェック済】

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名（又は名称）	金　　額	年 月 日	住　　所　（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備　　考
1	石川博崇	200,000	H26/1/9	大阪府豊中市大黒町1-5-24	参議院議員	
2	石川博崇	600,000	H26/6/30	大阪府豊中市大黒町1-5-24	参議院議員	
3	石川博崇	100,000	H26/7/15	大阪府豊中市大黒町1-5-24	参議院議員	
4	石川博崇	180,020	H26/12/31	大阪府豊中市大黒町1-5-24	参議院議員	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の寄附	30,000				
	合　　計	1,110,020				

【エラーチェック済】

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	3,605,083	0	
(2) 光熱水費	202,961	0	
(3) 備品・消耗品費	486,659	0	
(4) 事務所費	3,568,998	0	
小計	7,863,701	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	446,540	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	446,540	0	
合計	8,310,241		

【エラーチェック済】

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		2．光熱水費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	電気代（H25.12～H26.2月分）	50,757	H26/3/28	イワモトエンジニアリング㈱	京都市北区小山西元町47-2	
2	電気代（3～5月分）	48,166	H26/6/30	イワモトエンジニアリング㈱	京都市北区小山西元町47-2	
3	電気代（6～8月分）	50,523	H26/9/29	イワモトエンジニアリング㈱	京都市北区小山西元町47-2	
4	電気代（9～11月分）	53,515	H26/12/24	イワモトエンジニアリング㈱	京都市北区小山西元町47-2	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	0				
	合計	202,961				

【エラーチェック済】

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	名刺代	12,000	H26/6/20	㈱広栄社	大阪市東成区大今里西1-18-5	
2	トナー代	11,880	H26/7/15	㈱アネックス	東大阪市吉田本町1-11-11	
3	名刺代	13,500	H26/9/2	新日本印刷㈱	大阪市中央区久太郎町1-9-2	
4	トナー代	23,760	H26/9/29	㈱アネックス	東大阪市吉田本町1-11-11	
5	名刺代	31,104	H26/10/28	新日本印刷㈱	大阪市中央区久太郎町1-9-2	
6	名刺代	20,000	H26/12/25	㈱広栄社	大阪市東成区大今里西1-18-5	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	374,415				
	合計	486,659				

【エラーチェック済】

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		４．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	パソコン・コピー機リース料	44,100	H26/1/6	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
2	自動車保険料	11,110	H26/1/27	三井住友海上火災保険㈱	東京都千代田区神田駿河台三丁目９	
3	自動車リース料	42,000	H26/1/27	㈱トヨタレンタリース大阪	大阪市北区西天満3-5-33	
4	家賃（1月分）	160,000	H26/1/30	イワモトエンジニアリング㈱	京都市北区小山西元町47-2	
5	パソコン・コピー機リース料	44,100	H26/2/4	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
6	自動車保険料	11,110	H26/2/26	三井住友海上火災保険㈱	東京都千代田区神田駿河台三丁目９	
7	監査報酬（総支部・H25年度分）	208,538	H26/2/27	金田勝徳税理士事務所	大阪市天王寺区東高津町11番9号　上本町ビル5階	
8	源泉所得税	22,462	H26/2/27	天王寺税務署	大阪市天王寺区堂ヶ芝2丁目11番26号	
9	自動車リース料	42,000	H26/2/27	㈱トヨタレンタリース大阪	大阪市北区西天満3-5-33	
10	家賃（2月分）	160,000	H26/2/27	イワモトエンジニアリング㈱	京都市北区小山西元町47-2	
11	パソコン・コピー機リース料	44,100	H26/3/4	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
12	自動車保険料	11,110	H26/3/26	三井住友海上火災保険㈱	東京都千代田区神田駿河台三丁目９	
13	自動車リース料	42,000	H26/3/27	㈱トヨタレンタリース大阪	大阪市北区西天満3-5-33	
14	家賃（3月分）	160,000	H26/3/28	イワモトエンジニアリング㈱	京都市北区小山西元町47-2	
15	パソコン・コピー機リース料	44,100	H26/4/4	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
16	自動車保険料	11,110	H26/4/28	三井住友海上火災保険㈱	東京都千代田区神田駿河台三丁目９	
17	自動車リース料	43,200	H26/4/28	㈱トヨタレンタリース大阪	大阪市北区西天満3-5-33	
18	家賃（4月分）	160,000	H26/4/30	イワモトエンジニアリング㈱	京都市北区小山西元町47-2	

【エラーチェック済】

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
19	パソコン・コピー機リース料	44,100	H26/5/7	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
20	自動車保険料	11,110	H26/5/26	三井住友海上火災保険㈱	東京都千代田区神田駿河台三丁目９	
21	自動車リース料	43,200	H26/5/27	㈱トヨタレンタリース大阪	大阪市北区西天満3-5-33	
22	家賃（5月分）	160,000	H26/5/27	イワモトエンジニアリング㈱	京都市北区小山西元町47-2	
23	パソコン・コピー機リース料	44,100	H26/6/4	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
24	電話代	11,638	H26/6/10	NTTファイナンス㈱	東京都港区芝浦1-2-1	
25	自動車保険料	11,110	H26/6/26	三井住友海上火災保険㈱	東京都千代田区神田駿河台三丁目９	
26	自動車リース料	43,200	H26/6/27	㈱トヨタレンタリース大阪	大阪市北区西天満3-5-33	
27	家賃（6月分）	160,000	H26/6/30	イワモトエンジニアリング㈱	京都市北区小山西元町47-2	
28	パソコン・コピー機リース料	44,100	H26/7/4	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
29	家賃（7月分）	160,000	H26/7/25	イワモトエンジニアリング㈱	京都市北区小山西元町47-2	
30	自動車保険料	11,110	H26/7/26	三井住友海上火災保険㈱	東京都千代田区神田駿河台三丁目９	
31	パソコン・コピー機リース料	44,100	H26/8/4	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
32	自動車リース料	51,624	H26/8/27	㈱トヨタレンタリース大阪	大阪市北区西天満3-5-33	
33	自動車リース料	51,624	H26/8/27	㈱トヨタレンタリース大阪	大阪市北区西天満3-5-33	
34	家賃（8月分）	160,000	H26/8/27	イワモトエンジニアリング㈱	京都市北区小山西元町47-2	
35	パソコン・コピー機リース料	44,100	H26/9/4	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
36	自動車リース料	51,624	H26/9/29	㈱トヨタレンタリース大阪	大阪市北区西天満3-5-33	

【エラーチェック済】

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
37	家賃（9月分）	160,000	H26/9/29	イワモトエンジニアリング㈱	京都市北区小山西元町47-2	
38	パソコン・コピー機リース料	44,100	H26/10/6	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
39	自動車リース料	51,624	H26/10/27	㈱トヨタレンタリース大阪	大阪市北区西天満3-5-33	
40	家賃（10月分）	160,000	H26/10/28	イワモトエンジニアリング㈱	京都市北区小山西元町47-2	
41	パソコン・コピー機リース料	44,100	H26/11/4	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
42	自動車リース料	51,624	H26/11/27	㈱トヨタレンタリース大阪	大阪市北区西天満3-5-33	
43	家賃（11月分）	160,000	H26/12/1	イワモトエンジニアリング㈱	京都市北区小山西元町47-2	
44	パソコン・コピー機リース料	44,100	H26/12/4	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
45	電話代	10,882	H26/12/10	NTTファイナンス㈱	東京都港区芝浦1-2-1	
46	家賃（12月分）	160,000	H26/12/24	イワモトエンジニアリング㈱	京都市北区小山西元町47-2	
47	自動車リース料	51,624	H26/12/29	㈱トヨタレンタリース大阪	大阪市北区西天満3-5-33	
48						
	その他の支出	223,164				
	合計	3,568,998				

【エラーチェック済】

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					組織活動費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	交通費	14,450	H26/4/21	東海旅客鉄道㈱	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 ＪＲセントラルタ	
2	交通費	13,910	H26/4/21	東日本旅客鉄道㈱	東京都渋谷区代々木二丁目2番2号	
3	交通費	28,500	H26/6/2	西日本旅客鉄道㈱	大阪市北区芝田二丁目4番24号	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	389,680				
	合計	446,540				

(その17)

資産等の状況

【エラーチェック済】

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	☐	☑	
イ　建物	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	☐	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☑	
カ　金銭信託	☐	☑	
キ　有価証券	☐	☑	
ク　出資による権利	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☑	

【エラーチェック済】

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成27年　2月　6日

政治団体の名称　公明党参議院大阪選挙区第３総支部

会計責任者の氏名　稲森　　功

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成２７年２月５日

公明党参議院大阪選挙区第３総支部
代表　石川　博崇　殿

登録政治資金監査人　金田勝徳
登　録　番　号　第１５８７号
研修修了年月日　平成２１年５月１５日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、公明党参議院大阪選挙区第３総支部の平成２６年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、公明党参議院大阪選挙区第３総支部の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等及び領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。

なお、明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等及び領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

3　業務制限

公明党参議院大阪選挙区第３総支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、公明党参議院大阪選挙区第３総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上